

IV 結 び

今回の発掘調査地は、平城京左京三条四坊七坪に位置する。調査範囲は、七坪内の中心部分を含む南西の区画にあたり、坪の $\frac{1}{4}$ ほどになる。調査地周辺は、平城京内にあって近年市街地化が特に著しい地域である。発掘調査が奈良郵便局庁舎建設のための事前調査であるとはいえ、この地域にあって坪内の状況を知る上で貴重な資料を得ることができた。この調査で検出した遺構や遺物は多岐にわたっているため、それらの詳細な検討は後日に待ちたい。ここでとりあえず一応のまとめをして、平城京研究の資料としたい。

この七坪は、平城京造営当初から平安時代初期に至るまで、継続して利用されている。遺構を検出した結果、奈良時代初頭、奈良時代中頃～後半、奈良時代末期、平安時代初期の4時期に区分することができた。発掘成果として、坪内の利用状況が明らかになったことは言うまでもないが、特に次の2点を注目すべき成果として挙げることができよう。ひとつは、平城京造営当初から坪内を二分する小路が存在することが確認された点であり、もうひとつは、奈良時代中頃から後半にかけて、平城京内の本遺跡地で和同開珎を鑄造していたことが確認された点である。以下にこれら2点について、これまでの京内遺跡の発掘成果をふまえて検討を行なっておきたい。

a. 坪内小路について

従来平城京の一般の宅地割については、二行八門十六戸制を基本とし、後に三十二戸制に移行したとする考え方が有力である。これは、坪を東西（又は南北）に二分し、それぞれを更に南北（又は東西）に四分する方法であり、 $\frac{1}{16}$ 坪（後に $\frac{1}{32}$ 坪）を最小単位とする。近年の発掘結果からみると、左京八条三坊九坪の東半の宅地割は、南北長400尺を数条の溝によって東西に分割して $\frac{1}{16}$ 坪を最小単位としている。また、左京三条二坊十五坪では、当初1坪分の宅地班給がなされ、奈良時代末期又は平安時代になって、東西に二分される程度の広面積を所有し得る階層の宅地であると考えられている。

今回発掘調査した七坪は、奈良時代初頭から後半にかけての時期（A・B期）は、南北に二分して利用されており、奈良時代末期以降（C・D期）に1坪分に拡大されたと推定される。ところで、今回の調査で検出した2条の東西溝、S D1851、S D1889の間に挟まれた道路状の遺構S F1890は、溝心々で約3.6m（12尺）あって、位置的に七坪を南北に分ける中心線とほぼ一致することから、これが坪を二分するために平城京造営当初から計画的に設けられた小路であると判断される。しかし、この七坪は、周囲を条坊の小路によって区画されるので、宅地割にあたってこうした小路を設ける必要性はない。平安京では、一般の宅地割は当初から四行八門三十二戸制を基本に施行したといわれ、坪の中央に幅一丈五尺の小路を通して（拾芥抄、延喜式）。ところが七坪における小路は、坪内の状況から考えて平安京における坪内の小路とは意味が異なるものである。この小路が存在する理由としては、七坪自体の特殊な性格から設けられたもの、北方を流れる佐保川の流路との関連から設けられたもの、または周辺の坪（二坪や十坪など）との関連に原因するものといろいろ考えられるが、今回の発掘範囲だけでは結論づけるのは早急であろう。

b. 和同開珎の鑄銭について

平城京内には、これまで鑄銭司（所）が存在したとは考えられていない。ただ、左京八条三坊の東市周辺の発掘調査で、堀河（S D1300）のなかからバリのついた和同開珎の鑄放し銭が出土したことにより、上流に鑄銭司が存在する可能性のあることが指摘されている。わが国での貨幣の鑄造は、文獻

のうえでは、「日本書紀」や「続日本紀」にみれるように持統天皇や文武天皇の時代から行われていたごとくであるが、遺物として確認される銅銭は、「続日本紀」による和銅元年(708)に铸造された和同開珎にはじまる。奈良時代には、和同開珎以降、万年通宝〔天平宝字4年(760)铸造〕、神功開宝〔天平神護元年(765)～延暦15年(796)の間铸造〕と貨銭製造が続く。ところで、鑄銭を職掌とする官司は、令の規定にはみられない。しかし、「続日本紀」には、和銅元年2月11日条「始置催鑄銭司」とあり、同7月26日条「令近江国鑄銅銭」や和銅2年8月2日条「河内鑄銭司」のごとく、諸国で铸造されたことが知られる。文献にみえる各地の鑄銭司(所)には長門・登美・田原・岡田・葛野・周防などがあるが、和同開珎が铸造された時期にあたるのは、河内・長門・岡田の鑄銭司である。このうち長門と岡田の鑄銭司推定地からは、銭範やふいご、るつぼなどが出土している。

さて、当発掘調査地区内で検出された焼土ピット群は、和銅当初からのものではなく、それよりやや時期が降る。しかし、これらの焼土ピット群からは、周縁に甲バリのついたままの鑄放しの和同開珎をはじめ、多量の和同開珎の銭範片、ふいご、るつぼ、銅滓、木炭等が出土していることから、ここに鑄銭の工房があったことは、間違いないであろう。この焼土ピット群の性格についてにわかに断定することはできない。しかし、焼土ピットの壁面に焼けた跡がみられないとはいえ、焼土等の埋土の堆積が層状になるもののがかなりある。それらは廃材等を捨てた単なる土壌とは思われず、鑄造に係する炉の基底部(湿気抜き)でないかと考えられる。発掘区全体にわたって後世に大幅な削平をうけているので、上部施設は失なわれてしまったものであろう。さて、この鑄銭工房は前述のごとく文献にはみられないものであり、ここでの和同開珎鑄造の時期は、奈良時代中頃から後半にかけての時期に限定されている。しかし、この地の位置する左京三条条間路付近は、これまでの発掘結果から平城京の中でも比較的高級な邸宅地であると考えられているが、この七坪の字名が「金池」であることは調査前から注意されていた。これは、今回検出した工房関係遺構との関連を何か物語っているのかも知れない。現状ではこの鑄銭工房が公的なものであるか否かを判断することは資料に乏しく困難であり、今後の検討課題として将来の調査研究に期待したい。

ところで、この坪の遺構を一般の宅地と関連させて考えるとすれば、次のようなことがいえよう。文献に記された平城京内居住者は、既に100余例が挙げられている。左京三条四坊の地域では、天平20年11月19日伊賀国阿拝郡拓殖郷墾田売買券によって小治田朝臣藤麻呂が居住していたことが知られる。しかしながら、今回の調査では人名を伴った出土遺物はなく、居住者を知る手掛はなかった。宅地班給の規模から考えると、平城京の宅地班給基準は知られていないが、藤原京では一般の官吏等は上戸一町、中戸半町、下戸四分の一町であり、また難波京では、三位以上一町以下、五位以上半町以下、六位以下四分の一町以下とされている。このことから推測するとこの七坪の利用が奈良時代初頭から後半にかけて $\frac{1}{2}$ 坪、末期には1坪に拡大しているのであるから、この地にかなり官位の高い貴族が居住していたものと考えられよう。

参考文献

- 『平城京と条坊制度の研究』 大井重二郎 1966年
『平城京左京八条三坊発掘調査概報』 奈良国立文化財研究所 1976年
『平城京左京三条二坊』 奈良国立文化財研究所学報第25冊 1975年
「鑄銭司の変遷とその立地—河内鑄銭司にふれて—」 柴原永遠男 『古代を考える』10号 1972年
「鑄銭司の所在地について」 中村一紀 『書陵部紀要』24号 1972年
『周防鑄銭司跡』 山口市教育委員会編 1978年